

**令和5年度 カーボンニュートラル推進事業**  
**飯山市カーボンニュートラルマスタープラン策定業務委託 仕様書**

(令和4年度(第2次補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(環境省事業))

**1 委託業務名**

「飯山市カーボンニュートラルマスタープラン策定業務委託」(以下「本業務」という。)

(委託者：飯山市、 受託者：プロポーザル審査により選定された事業者)

**2 委託期間**

契約締結日から令和6年1月31日まで

**3 目的**

改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画「区域施策編」の策定にあたり、第3次飯山市環境基本計画に掲げる目標(2030年度の二酸化炭素排出量を2010年度比で62%削減し、2050年度までにはカーボンニュートラルを達成する。)を達成するため、当市の未来像を見据え、エネルギーの浪費の改善、二酸化炭素の発生が少ないエネルギーへの転換、地域資源及び再生可能エネルギーの最大限活用等に関する目標を掲げ、行政、市民、事業者が個々にそして協働して取り組む施策等を取りまとめた計画を策定するもの。

**4 業務のすすめ方**

テーマごとに調査、ヒアリング等により資料を作成し、「6 開催する会議、ヒアリング等」に記載する会議にて検討・協議し、不足する情報等を補足し、作成していくものとする。

資料の作成に際しては、異なる視点や要因等を踏まえ、複数の提案を盛り込むものとする。

この仕様書中「整理する」とは、テーマに対して、調査・ヒアリング等を行い、会議に提案する資料として整理することをいう。

会議資料の作成は、会議開催の3日前までとし、資料は事前に委員等に送付するものとする。

受託者は、委託者との打合せにより資料の作成方針を確認のうえ、期日までにまとめ、委託者に電子データで送付するものとする。(10MB以下に分けられるようにまとめ、送付すること)

会議のスケジュール及び項目、事前のヒアリング先(案)等は別紙のとおり。

**5 業務の内容**

**5-1 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業**

**5-2 地球温暖化地方公共団体実行計画「区域施策編」の策定に向けたパブリックコメント用の資料のとりまとめ**

本業務を進めるに当たっては、基本的には、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(最新版)(出典：環境省)」及び関係するマニュアルや通知等に従うこととし、生じた疑義については、委託者との協議又は専門委員会若しくは専門家の意見をもとに行う委託者との協議のうえ解決を図るものとする。

## (1) 基礎調査及び現状分析

次に掲げる資料のほか、統計情報、必要なアンケートなどの調査、関係者へのヒアリングを通して基礎的な情報を集め、現状分析、再エネポテンシャル、BAUの分析等必要な資料の整理を行うものとする。

### 【資料】

- ・ 「第3次飯山市環境基本計画」及び同計画策定のためのアンケート調査結果
- ・ 「令和4年度飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務（以下「令和4年度飯山市調査」という。）及びそれに係る市民・事業者アンケート調査（当市HPで結果及び結果を受けた対応方針の閲覧可）」
- ・ 飯山市第6次基本構想（当市HPで閲覧可）」
- ・ そのほか当市に係る統計資料

### 【基礎的な情報の整理】

- ① 市内の分野別のエネルギー（電気、LPG、灯油などの石油製品、薪などの木質バイオマス、太陽熱又は雪氷冷熱）の使用量又は消費量及び二酸化炭素排出量

灯油、ガスの消費量について、令和4年度飯山市調査にて得られた販売店の販売量より、市全体の消費量の推計及び指標となりうる報告者の抽出を行うものとする。

電気の消費量については、中部電力パワーグリッドの報告数値によるものとする。

薪などの木質バイオマス、太陽熱、雪氷冷熱の使用量についても、現状を整理するものとする。（推計等も含む。）

なお、二酸化炭素の排出量については、環境省の自治体排出量カルテを基本とするが、エネルギーの使用状況の調査結果など地域事情による補正等、必要な対応を行うものとする。（脱炭素の取組の成果が、二酸化炭素排出量の削減に反映できる指標についてまとめること。）

飯山市環境基本計画では、二酸化炭素のみを対象としており、区域施策編においてその他の温室効果ガスを対象にするかは、打合せや他の状況等により判断する。

- ② 再生可能エネルギーのポテンシャル

各再生可能エネルギーのポテンシャルの把握は、令和4年度調査で実施済であるが、必要に応じて補足的な調査を行い、整理を行うものとする。

## (2) 「地域のあるべき将来像」

当市の課題、基本構想、環境基本計画、アンケート結果、ヒアリングの結果より、飯山市のあるべき将来像を整理するものとする。

現時点において次の要素（又はテーマ）を踏まえて、将来像を整理するものとする。

- ① 雪の利活用

- ② 住宅断熱化とストレージパリティ（※）の推進

住宅の断熱化などの省エネ対策によるエネルギー浪費の軽減や、ストレージパリティの推進により、生活の質を落とさずに、購入電気を限りなく減らすことし、室内温度変

化を低減することで、ヒートショックを回避すること、災害時にも必要な熱や灯などの電気を得られることを目指すものとする。なお、住宅のオール電化以外にも LP ガスや木質バイオマスによる熱の確保対策も検討するものとする。

- ③ 四季がある自然環境の保全（生物多様性の確保、ネイチャーポジティブ、景観、里山の原風景）
- ④ 資源循環及び地域経済循環並びに雇用の創出
- ⑤ 市外との交流の促進を含む移住定住施策の推進による人口の社会増とそれに引き続く自然増

その他、飯山市の解決しなければならない課題、調査や委員会等での意見より必要なものを追加するものとする。

※ストレージパリティ： 太陽光パネルに併せ蓄電池を設置し、自家消費を進めるもの。

### (3) 将来像を見据えた、省エネ及び再エネ導入の目標の作成

分野毎、エネルギー等毎に整理するものとする。対象とするエネルギー（省エネ対策を含む。）は次のとおりとする。

- ① 太陽光発電（建物、野立て、水田でのソーラーシェアリングの別）
- ② 小水力発電
- ③ 木質バイオマス発電及び熱利用
- ④ 太陽熱利用
- ⑤ 地中熱利用
- ⑥ 雪氷冷熱利用
- ⑦ 小型風力発電
- ⑧ その他バイオマスの発電、熱利用及びその他利用
- ⑨ バイオディーゼル燃料導入量
- ⑩ ガス及び灯油の潜熱回収機の導入量
- ⑪ 省エネ製品の購入などの省エネの推進
- ⑫ 断熱改修及び建物の省エネ化
- ⑬ 住宅においては、住宅や公共施設の発電により発生する余剰電力の対策（活用）
  - ※ ②及び⑦に関する調査は委託者が行うため、受託者は、調査の数字を整理するものとする。
  - ※ ⑨に関する調査は別に委託するため、受託者は、報告の数字を整理するものとする。

### (4) 目標達成に必要な政策及び施策のとりまとめ（基本計画）

- ① 2030 年度の目標達成に向け必要な政策及び施策のとりまとめ並びにロードマップの整理
- ② 2050 年のカーボンニュートラルに向け必要な政策及び施策の整理

### (5) 推進体制の検討

- ① 推進体制の整理
  - 市の事業や施策のほか、市民及び事業者の取組及び行動変容並びにこれらの関係者の協働、

市外の関係者との連携等を整理するものとする。

② 課題の確認及び解決のための推進体制の整理

次の項目について普及に向けた課題の確認及び課題解決を推進するための体制について整理するものとする。

ア 住宅等建物（建物の敷地を含む。）の太陽光パネル及び蓄電池の設置の推進

イ 住宅の脱衣所、トイレ及び浴室等ヒートショックを起こしやすい部屋の断熱化の推進

(6) 進捗管理のための指標の選定

再エネ導入、行動変容に伴う省エネの推進等の目標の進捗を把握できる指標を整理するものとする。例示は、次のとおり。

- ① 灯油など液体石油製品の使用量
- ② 市内の電気の消費量
- ③ 市内のFIT発電の普及量
- ④ 自動車保有台数とEV車、プラグインハイブリッド車の普及状況

(7) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

条件を変えた複数パターンの推計を整理するものとする。

(8) その他地域のあるべき将来像を達成するために必要な施策や取組の方向性の整理

次の項目について検討するものとする。

- ・ 除排雪： 雪捨て場、道路除雪、融雪、建物の除雪機及び融雪装置
- ・ 雪の利活用（雪氷冷熱以外）
- ・ 植林と森林整備
- ・ 運輸部門： 自動車保有台数 EV 又は PHV の普及台数
- ・ 廃棄物： 可燃ごみ、不燃ごみ、排水処理で発生する汚泥、資源循環、  
3R+（プラス）リプレイス
- ・ 生物多様性の保全： 30by30、自然再興（ネイチャーポジティブ）、OECM、  
自然共生サイト、生物多様性なごの県戦略
- ・ 適応： 寡雪時のスキー場などの経済対策、温暖化による農作物への影響、  
夏場の外作業及び冷房対策等
- ・ 省エネ・効率的利用（家庭・事業所、農業、工場等）
- ・ 熱利用： 太陽熱、温度差発電、地中熱
- ・ バイオマスの活用： 間伐材、きのこ廃菌床、稲わら・もみ殻・米ぬか、野菜の残幹、  
草、生ごみ、剪定枝、  
有機物を活用したメタン発酵及び堆肥化
- ・ CO<sub>2</sub> 固定（米などの農作物）、CO<sub>2</sub> 吸収
- ・ 環境価値の利用： J-クレジット
- ・ その他

なお、小水力発電、小型風力発電のポテンシャル等は、委託者が直接調査を行うため、受託者

はその数字を整理するものとする。

## 6 開催する会議、ヒアリング等

会議における事前の打合せ、資料づくり、会議内容の記録は受託者が行うものとする。業務の進捗状況により会議等の回数の変更等もあるため、2割以上増える場合においては協議によりその後の対応を決めるものとする。

- ① 庁内検討会議 3回程度
- ② (環境審議会) 専門委員会 7回程度
- ③ 飯山市環境審議会 3回程度
- ④ 事業者等へのヒアリング 10回程度
- ⑤ 学習会の開催準備、当日運営 2回程度  
(3人分の報酬額は委託者が負担、それ以上は受託者が負担するものとする。)
- ⑥ 仮称いいやま環境フェアへの出展 9月24日 飯山市なちゅらにて 予定

受託者は、出展者としてブースを出し、来場者に会社の取組をPRし、来場者に対し、当市の脱炭素の取組についてのアンケートを行い、脱炭素に関する意識、意向等に係る情報を収集すること。(回答者への粗品に係る費用については、出展者の提供のほか、委託者と協議して決めるものとする。また、出展料は無料とする。)

## 7 打合せ・協議

本業務の円滑な遂行のための打合せ・協議については、1週間に1回程度を基本とし、対面又はオンラインで行うものとする。

打合せ時の資料は、PDFファイルを基本とするが、委託者の指示により、ワード、エクセル、パワーポイント等のマイクロソフト社製品で編集できるファイルとする。

## 8 報告物の内容

次の事項について報告書としてまとめるものとする。

- (1) 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の報告書
- (2) 地球温暖化地方公共団体実行計画「区域施策編」の策定に向けたパブリックコメント用の計画書
- (3) 当該業務で得た情報をまとめたもの(数値等データがある場合は、エクセル形式で保存した生データを含む。)

## 9 成果品

- (1) 8の(1) 印刷仕様：2部 100～150ページ程度、A4判、カラー
- (2) 8の(2) 印刷仕様：2部 20～30ページ程度、A4判、カラー、デザイン
- (3) 8の(3) 印刷仕様：2部 50ページ程度、A4判、白黒
- (4) 電子データ CD-ROM 2部 一式 ((1)～(3))

保存形式：PDF、ワード、エクセル又はパワーポイント等マイクロソフト製品で編集が可能な形式

(当方では、PDFの編集を行うことができません。そのため成果品については、PDFのほか、他のファイルで作成し納品するものとする。)

## 10 留意事項

- ① 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様書に基づき、委託者と密に打合せを行い、業務方針や条件等の疑義を正すとともに、委託者に対して複数の提案を行うものとする。
- ② 受託者は、この業務の遂行に必要があると判断したときは、外部の専門家の招へいを提案することができる。この場合の諸費用負担については、委託者と協議によるものとする。
- ③ 受託者は、飯山市個人情報保護条例を遵守し、委託者が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。この業務が完了し、又は、解除された後においても同様とする。
- ④ 受託者は、本業務の遂行において委託者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、書面で申し出るものとする。なお、資料の貸与を受けた場合は、該当する業務の終了後速やかに資料を返却するものとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧するものとする。なお、飯山市新エネルギービジョン（H17年度）、第3次飯山市環境基本計画（R3年度）を策定している。
- ⑤ 委託者は、受託者の担当者が業務の遂行につき著しく不相当と認められる場合においては、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することができるものとする。この請求に対し、受託者は、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を市に通知するものとする。
- ⑥ 受託者は、業務完了後、委託者に業務完了届とともに成果品を提出し、市の検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。報告が遅れ、1月31日までに支払いが完了しない場合、環境省事業の補助金の対象外となるため、市は、自らの責による場合を除き、補助金相当分について減額して、受託者に支払いができるものとする。
- ⑦ 受託者は、本業務完了後、成果品に受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により速やかに補足、修正を行うものとし、その費用は受託者の負担とする。
- ⑧ 説明会や提案等に係る資料については、委託者と打合せのうえ、受託者が作成するものとする。
- ⑨ 業務遂行上不明な点については、委託者に照会し、その指示に従うものとする。
- ⑩ 本業務により作成された成果物、著作権等の権利は、全て飯山市に帰属し、飯山市が自由に編集のうえ、公表できるものとする。
- ⑪ 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項は、その都度双方協議の上、解決するものとする。